

「かながわ子どもみらいプラン（R2年度～R6年度）」
の点検・評価の概要

1 かながわ子どもみらいプランについて

子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づく神奈川県子ども・子育て支援事業支援計画」（法定計画）と次世代育成支援対策推進法の地域行動計画（任意計画）の位置づけを併せ持つ計画として、平成27年3月に「かながわ子どもみらいプラン」（以下「旧プラン」という。）を策定した。

5年の計画期間の満了に伴い、引き続き、子どもや子育て家庭を応援する取組みを充実・強化するため、令和2年3月に「かながわ子どもみらいプラン（令和2年度～6年度）」（以下「現行プラン」という。）に改定した。

2 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

3 点検・評価の実施

「かながわ子どもみらいプラン」に基づく施策の実施状況等については、毎年度点検・評価を行い、神奈川県子ども・子育て会議で審議するとともに、その結果を公表する。

※ 毎年度（事業実施年度の翌年）実施

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
点検・評価方法の検討	R2年度実績の点検・評価	R3年度実績の点検・評価 中間年の見直し	R4年度実績の点検・評価	R5年度実績の点検・評価

プラン全体の成果（アウトカム）の評価は、中間年の見直しや計画最終年度（改定時）において、それまでの施策の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて、課題を整理して行うこととする。

※ 令和元年度の点検・評価について

本来は、令和2年度に、旧プランの最終年度である令和元年度の実績の点検・評価を行うが、令和2年度には、旧プランの振り返りや現状の課題等を踏まえた改定プランの取組みが始まっているため、現行プランの令和元年度の点検・評価は行わない。

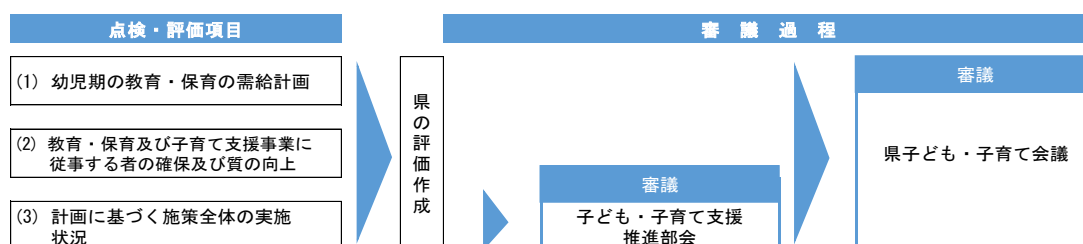
4 点検・評価の項目

平成 27 年度子ども・子育て会議において決定した次の 3 項目とする。

① 幼児期の教育・保育の需給計画
<p>子育て家庭のニーズにあった就学前児童の教育・保育の提供体制の充実を計画的に進めるため、計画期間の各年度（令和 2 年度～令和 6 年度）における教育・保育の利用の見込み量（需要量）とそれに対応する教育・保育の提供体制の確保（供給量）の状況について</p> <p style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center;">参考資料 4 「幼児期の教育・保育の需給計画について」 参照</p>
② 教育・保育及び子育て支援事業に従事する者の確保及び質の向
<p>需給計画に基づき年度ごとに設定した教育・保育等に従事する者の必要見込み数及び教育・保育等に従事する者の確保の状況や、人材の質の向上の取組みの状況について</p>
③ 計画に基づく施策全体の実施状況（上記①及び②を除く計画の全項目）
<p>※ 旧プランの点検・評価においては、主に、計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値</p> <p>プランを着実に実施していくため、「子どもが生きる力」、「保護者が育てる力」、「社会全体が支える力」の「3つの力」を充実・強化する施策展開の方向性に沿って目標値を設定した項目の達成状況など施策全体の実施状況について</p>

5 点検・評価の推進体制（参考資料 9「かながわ子ども・みらいプラン」P.105 参照）

- 子ども・青少年みらい本部（子ども・子育て支援推進部会）において、4 の点検・評価項目③について審議
- 県子ども・子育て会議において点検・評価項目①～③について審議
- 審議後、点検・評価結果報告書により公表する。



【参考】

新型コロナウイルス感染症への現行プランの対応について、同感染症による地域の経済や県民生活への影響は大きく、様々な課題が顕在化し、新しい生活様式の定着等による社会状況の変化が見込まれるが、現時点では、同感染症の収束後の見通しは不透明であるため、プランに位置付けた事業や目標値について、毎年度の検・評価においてコロナ禍の対応等の現状を把握した上で、必要があれば、中間年（令和 4 年度）に見直すこととする。

国の基本指針等による点検・評価について

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）】

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の(一)又は四の二の(一)により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

【次世代育成対推進法に基づく行動計画策定指針（抜粋）】

4 利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入

基本指針第三の六の3における達成状況の点検・評価と連携して、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。

次世代育成支援対策の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が重要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

5 市町村行動計画及び都道府県行動計画の実施状況の点検・評価及び推進体制

法第八条第七項及び第九条第七項では、市町村及び都道府県は、定期的に、市町

村行動計画等に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画等に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされていることから、各種施策が利用者の直面している問題や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施に反映させる、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立することが重要である。

この際、これら一連の過程を開かれたものとするため、地域における子育て支援事業の関係者や子育てに関する活動を行うNPO等が参画する場を設けることも考えられる。その際、地域協議会などを活用することも考えられる。

また、法第八条第六項及び第九条第六項では、市町村及び都道府県は、おおむね一年に一回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めることとされており、この計画の実施状況等に係る情報の広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させるよう努めることが必要である。